

平成 21 年度コミュニティ・スクール推進協議会 実践発表資料

(ふりがな)	(いずもしりつ きく しょうがっこう)								
学 校 名	出雲市立岐久小学校								
(ふりがな)	(いずもし たきちょう たき)								
所 在 地	島根県出雲市多伎町多岐 900 番地								
電話番号	0 8 5 3 (8 6) 2 0 0 2			FAX 番号	0 8 5 3 (8 6) 3 6 0 5				
学級数		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	特支	計
		1	1	1	1	1	1	1	7
児童・生徒数		2 4	2 4	2 3	2 0	2 5	2 6		1 4 2
	(特支)	0	0	0	1	0	0		1
教職員数	1 4 人	学校運営協議会を置く学校として指定された年月日				平成 1 8 年 1 2 月 2 6 日			
学校運営協議会の委員数・構成	1 4 人	内 訳	地域代表 1 1 人、保護者代表 1 人、教職員 2 人、 大学教授等有識者 0 人						
	学校運営協議会代表者 (会長等): 地域代表								
その他	・平成 20 ~ 21 年度 文部科学省コミュニティ・スクール推進事業 調査研究指定校								

(平成 21 年 7 月 21 日時点)

I 学校運営協議会設置までの経緯、設置後の改善状況

1. 「学校運営協議会を置く学校 (コミュニティ・スクール)」指定前の状況

- 平成 17 年の市町村合併 (合併前: 1 保・1 幼・2 小・1 中) の直後であり、また、校舎解体・改築の時期とも重なって、学校と地域がこれまで以上に連携を図っていかうとする気運があった。
- 市町村合併の後も、多伎町内の保・幼・小・中の教職員を会員とする「多伎教育を語る会」の組織・活動が引き継がれた。こうした中、平成 16 年～18 年度において、「多伎教育を語る会」が実施した生活実態調査で、町内の幼児・児童・生徒の実態として、「いらいらしやすい」「朝からだるい」「朝食抜き」等の生活上の共通課題があることが明らかになっていた。また、園児の課題 (基本的な生活習慣、粘り強さ、コミュニケーション能力等) は小学生の課題となり、小学生の課題がそのまま中学生の課題となっていることがわかった。
- 新興住宅地域から通う児童及びその保護者が年々増加する傾向にあった。また、町内や近隣の校区内における不審者による声かけ事案等が頻繁に発生し、これに対して、地域・家庭・学校の連携を強化していかうとする動きがあった。

2. 学校運営協議会の設置を決めた理由

○ 出雲市教育委員会の指導と支援を踏まえて

新出雲市誕生後、「出雲中央教育審議会」に出雲市長が諮問した「21世紀の小・中学校の学校運営について」の答申を踏まえ、出雲市教育委員会は地域学校運営理事会制度を導入し、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」に基づき運用することとした。

そこで、本校においても、出雲市教育委員会の指導（できるだけ多くの小・中学校に設置する）と支援（地域・保護者、教職員への地域学校運営理事会設置に向けた説明会開催等）のもと、この地域学校運営理事会制度を導入することとした。

※ 出雲市では、「学校運営協議会」を「地域学校運営理事会」、学校運営協議会委員を地域学校運営理事会理事と称している。

○ 岐久小学校では、児童の生活実態や児童を取り巻く地域の状況を踏まえ、今こそが、「地域・学校・家庭の三者が協働して、一体となって学校運営やたくましい児童の育成を進めていくよい機会」と考え、岐久小学校地域学校運営理事会を設置することにした。

3. 学校運営協議会の設置方針の決定後から設置までの課題とその対応状況

○ 地域学校運営理事会の理事の候補者選定について

⇒ 町内の市行政支所長、コミュニティセンター長、連合自治会長、町内の小中学校（計3校）校長・PTA会長等で協議して候補者を選定し、理事就任を依頼した。

○ 理事候補者や教職員などへの制度の趣旨説明及び既存の学校支援組織・団体の取組と地域学校運営理事会としての取組の有機的な関連づけについて

⇒ 出雲市教育委員会は、地域学校運営理事会の設置目的や役割について、学校関係者、保護者、学校支援組織・団体の委員の方々を対象に説明会を開催した。

市教育委員会から「地域学校運営理事会は、まず保護者や地域住民が学校に対する要望・意見・ニーズを伝える場」、「理事会が各種提言をしていく中で、学校だけではできない取組について、理事会も『学校の応援団』として支援していくという位置づけ」という説明があり、理解が得られた。

⇒ 既存の学校・子ども支援組織の取組が地域学校運営理事会による支援と有機的に結びつくことによって、子どものよりよい成長・支援が一層図られていくよう、地域学校運営理事会の理事には、それらの既存の支援組織の役職にある方になっていただくようお願いしていった。

○ 地域学校運営理事会の運営に関わる予算の確保について

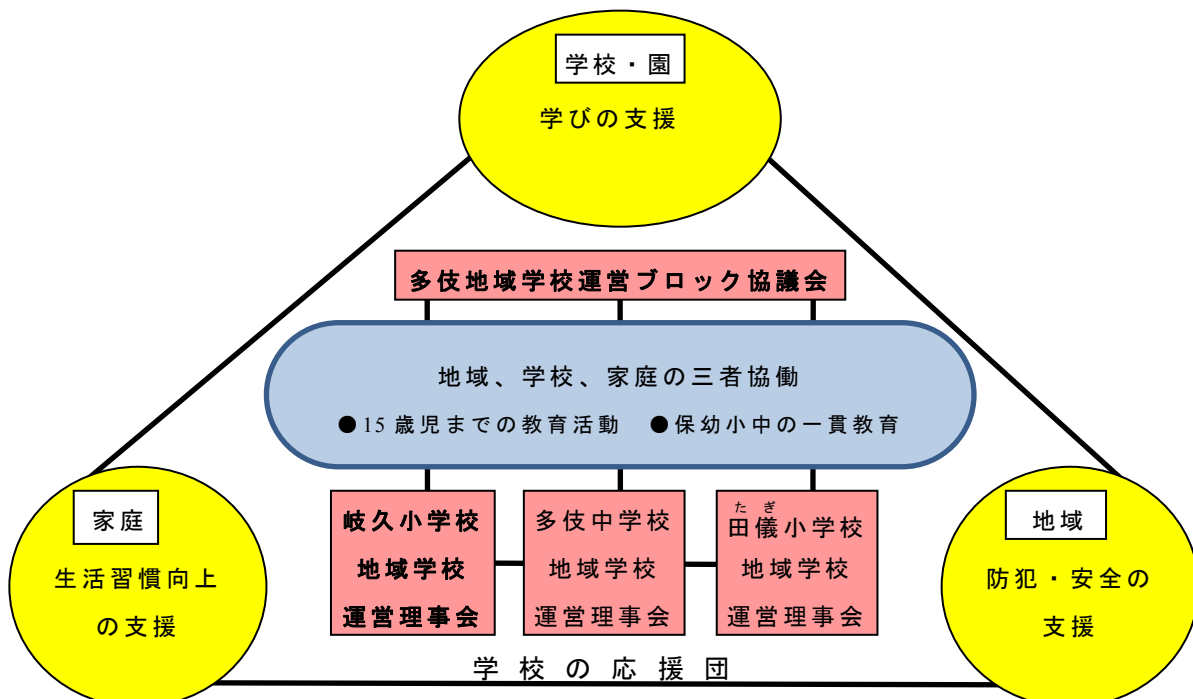
⇒ 地域学校運営理事会の運営を機能・充実させていくためには、予算が必要であった。地域学校運営理事会の発足に関わる関係者は、市教育委員会に「全戸に配布する『地域学校運営理事会たより』の印刷費」、「会議費」等の予算をつけてもらうよう要望し、予算措置されることとなった。

4. 学校運営協議会が学校や教育委員会に対してこれまでに提案してきた主な意見等

【学校運営の基本的な方針に対するもの】

- 保幼小中の共通課題（生活習慣の改善）の解決に向けて取組むこと。「いらいらし
やすい」「朝、身体がだるい」「朝食抜き」等の幼・保の課題は、そのまま小学生の
課題になっている。そして、それがまたそのまま中学生の課題となっている状況があ
る。こうした、園児・小学生・中学生と繋がる生活習慣上の問題を解決していくため
に、保幼小中学校に共通した一体的な取組を行うことが望ましい。
また、こうした生活習慣上の問題を解決する一体的な取組は、園・学校だけでなく、
全町あげて取組むと一層効果があがる。例えば、全町放送（防災無線）での呼びかけ
などは有効ではないか。
- 本校児童においても、全国的な傾向である小1及び中1での児童生徒の不適応傾向
が感じられる。滑らかな異校種への接続ができるよう、保幼小連携、小中連携の取組
を推進していくこと。
- 「生活習慣の改善」「保幼小連携・小中連携」に関わる課題については、多伎町内の
3校の地域学校運営理事会が一体となって組織した「地域学校運営ブロック協議会」
（下図参照）が中心となってその具体的な取組や支援を検討していくことが望ましい。

【多伎町における地域学校運営理事会と地域学校運営ブロック協議会】



- 多伎町は平成20・21年度、出雲市の同和教育地域指定事業を受けていることから、岐久小学校においても、一人一人の人権が大切にされる明るく楽しい学校づくりの実践に取り組むこと。

【学校運営に関する事項に対するもの】

- 本校では、学力向上に向けて具体的な実践がなされているが、学力向上に取り組んでいく上での課題及びその解決のために必要な具体的な支援策があれば示してほしい。
- 読書が子どもにあたえる影響は絶大である。本の読み聞かせは、児童の読書への興味関心を高めていくために大変有効な手だてである。
毎月1回だった読み聞かせを、本年度から月2回以上実施できるよう、読書ボランティアの人数を増やしていくこと。
- ふるさと「多伎町」に愛着や誇りをもつことにつながる「地域の自然・もの・人」と触れ合ったり、調べたりする教育活動を充実させいくこと。

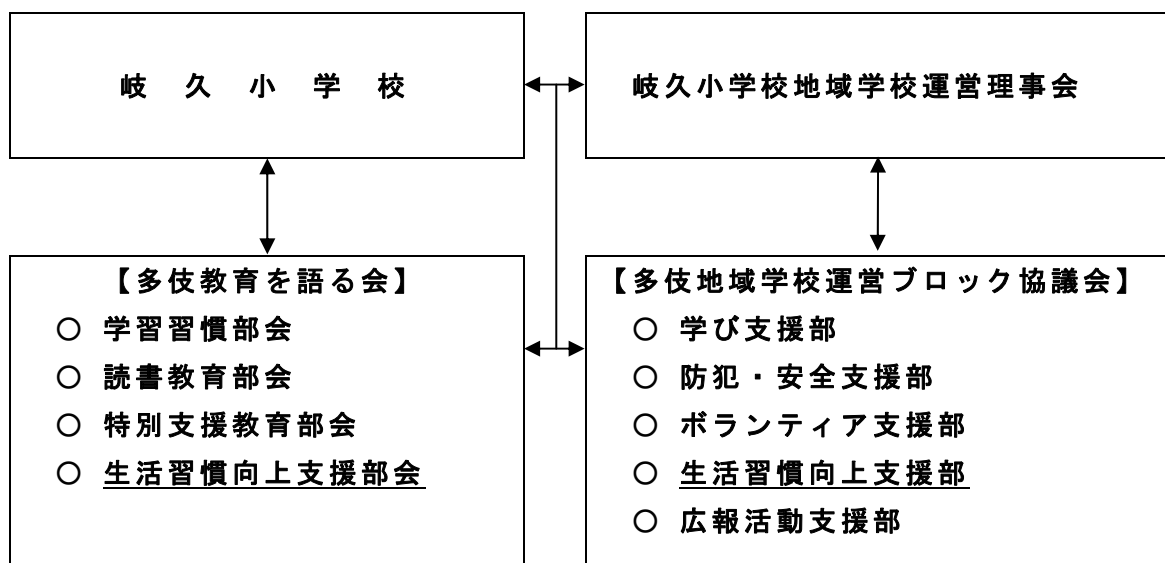
【学校の職員の採用その他の任用に関する事項に対するもの】

- 人事に関わることについては、これまで特に意見が出されていない。

5. 学校運営協議会が提案した意見を踏まえた、学校や教育委員会の具体的な取組

【学校運営に関すること】

- 「生活習慣の改善に向けた保幼小中の一体的な取組」「保幼小連携・小中連携の推進」については、地域学校運営ブロック協議会の生活習慣向上支援部と「多伎教育を語る会」の生活習慣向上支援部会の連携を図りながら、具体的な取組の計画を立てていった。



- 保幼小中の共通課題（生活習慣の改善）の解決に向けた具体的な取組については、「多伎教育を語る会」の生活習慣向上支援部会で協議した。その結果、町内の保幼小中がともに、以下の「ノー・テレビ・デー」（テレビ視聴・ゲーム時間の縮減運動）「630ウィーク」（早寝・6時30分起床・朝食摂取運動）に取り組むこととした。
また、その実施にあたっては、PTAの組織も活用しながら保護者ととともに取り組んでいくことにした。

【保幼小中の共通課題（生活習慣の改善）の改善に向けた取組】

◇ 「630運動（6時30分起床）」

毎月初めの1週間を「630ウィーク」とし、6時30分起床と、保育所・幼稚園・小学校・中学校ごとに、バランスのよい食事や早寝、排便など、子どもの成長にあわせたチェック表を作成し、振り返りもできるようにして取組んでいる。毎月チェック表は集計し、全児童の取組状況や励みとなるような児童の感想とともに保護者・職員に紹介している。

◇ 「ノー・テレビ・デー」

家庭生活全体の見直しと家族とのコミュニケーション作りのねらいも含めて行っている。毎月、19日を「一休」の語呂合わせでノー・テレビ・デーと決め、事前に児童一人ひとりに、家族で1日のテレビやゲームをする時間を決めさせ、取組ませている。実施後、それが守られたか、テレビを消してどんなことをしていたか等についてアンケートを記入させ、それを集計し保護者・職員に紹介している。

- 子ども一人ひとりが望ましい生活習慣を身に付けていくために、「多伎町版0歳～15歳までの教育プログラム」を作成することにした。この教育プログラムは、各年齢において、家庭・地域・学校が具体的にどのような子ども支援を行っていけばよいかを示すものである。平成21年度末までに、「多伎教育を語る会」の生活習慣部会及び地域学校運営ブロック協議会の生活習慣向上支援部が中心となって作成する予定である。

○ 保幼小の連携と小中連携の推進

保幼小連携、小中連携の取組の推進を図るために、「多伎教育を語る会」の組織を生かし、部会（「学習習慣部会」「生活習慣部会」「読書教育部会」「特別支援教育部会」）の中で、卒業・卒園時及び入学・入園時における子どもの実態（不安、抵抗感、戸惑い、つまずきの状況等）を情報交換しあった。

そして、それを踏まえて、以下のような入学への不安が減って期待感が膨らむような「園児・児童・生徒・教職員の交流活動」等を教育計画の中に盛り込み、実践していった。

◇ 小中合同による海岸清掃

町内の全高学年児童及び全中学生が、海水浴場としても賑わう地元の海岸を合同で清掃した。小中学生合同の小グループを作り、ゴミを分別しながら収集した。中学生はリーダーシップを発揮し、小学生は中学生の頼もしさを感じる時間となった。

◇ 中学校文化祭への参加

町内の全高学年児童が中学校の文化祭に参加し、中学校の発表を観るだけでなく、中学生と一緒に、地域の方から、「着物着付け」「和太鼓」「わら細工」「ジャズ」「ギター」等の指導を受けた。

◇ 園児・児童交流活動

町内の2校の1年生と町内の園児が合同で芋の苗植え、芋掘り活動を行った。地域の方、保護者の協力を得て、園児・児童が仲良く活動できた。

◇ お便り交換

小学校1年生と保育園の年長学級の学級通信・家庭通信を交換し合うことで、学級担任同士情報の交流を図った。

◇ 保育体験

今年から、本校の教員が保育園・幼稚園に行き、来年度入学してくる園児の半日の保育体験研修を行った。小学校教員にとっては保育体験をとおして来年度の入学児童の実態が把握できた。

- 人権教育の充実を図るために、「岐久小の子は 自分が好き 友達が好き 学校が好き 故郷多伎町が好き」という合い言葉を掲げ、教職員だけでなく、保護者、地域への発信を続けている。

学校においては、自尊感情の育成を中心にして、各学年、学校行事等の見直しを図り、計画的継続的な実践に取り組んでいる。昨年度は、中学校との交流活動の一貫として、6年生が中学校の人権集会に参加し、いじめ問題について考え、意見を述べあった。

【教育活動に関すること】

- 学校における具体的な学力向上対策について説明するとともに、それを進めていくうえで、以下の課題があることを地域学校運営理事会で報告した。

◇ 算数では、全員に「かけ算九九」「繰り上がり・繰り下がりのある足し算、引き算」「通分・約分」等の基礎をしっかりと定着させるための個別指導の時間・人が確保できない現状がある。

→ この課題解決のために、地域学校運営理事会の了解を得て、地域学校運営ブロック協議会の「学び支援部」に算数の学校支援ボランティアの派遣を依頼した。

各学年の算数の授業の中に、場面に応じてボランティア3～5名が入り、丸付け、九九等の暗唱チェック等、基礎基本定着のための支援を行っていただいている。

◇ 家庭における学習習慣に課題があり、学力の定着が難しい児童がいる。

→ 今年度、「多伎教育を語る会」の学習部会において、多伎町内小中学校共通の「家庭学習における手引き」を作成し、家庭における学習習慣の定着のための協力を求めることにしている。

- 理事会での意見を受け、地域学校運営ブロック協議会に依頼して、読書ボランティアを7人増やしてもらった。読み聞かせの回数は、学年の1年から5年においては、月1回を月2回に、6年においては、月1回を月4回とすることができた。今後、6年以外の学年においても、回数を増やしていただくことで読書ボランティアの方の了承を得ることができたところ。

- ふるさとへの愛着や誇りをもたせるために、本校で行われてきた以下の「地域の人材や自然・文化歴史を生かした体験活動」については、地域の方を講師として授業に招いたり、また、内容の工夫改善を図ったりして、一層の指導の充実に取り組んだ。

いちじく探検隊（3年） 風力発電について（4年） 小田川・久村川の環境調査（5年）
ミニたたら体験活動（6年） 親子エコウォーキング（全校）

【教職員の任用に関すること】

- 地域学校運営理事会からは、意見は出されていないので、特に具体的な取組はなされていない。

6. 学校運営協議会の設置後に感じられる変化（成果）

【学校（教職員）側】

- 学校支援ボランティア等、子どもや教育活動への支援体制が確立され、学校・地域の特色を生かした取組がこれまで以上に展開できるようになった。
- 教職員は、地域学校運営理事会や地域の方による様々な学校支援をとおして、「地域への愛着」「地域の教育力に対する認識」を高めるとともに、保・幼・小・中一貫教育の意識をもって、地域に根ざした教育の実践に取り組むようになった。
- 「地域学校運営理事会だより」の定期的発行などにより、学校から地域への情報発信が進み、「開かれた学校づくり」が推進された。
- 子どものよりよい成長のために、実施したい行事・活動等があっても、保護者・地域の方々のさまざまな声を心配して実施しないことがあった。地域学校運営理事会設置後は、学校だけでなく理事会で承認決定された行事・活動であることから、実施しやすくなった。

【教育委員会側】

- 平成18年度に、市内全小中学校へ地域学校運営理事会を設置したが、理事会事務局は、学校に置いたため学校の業務が増加した。このため出雲市は、地域学校運営理事会及び各種教育改革に係る事務業務支援等のため、市の課長補佐・係長級職員を、「スクールマネジャー」として、中学校へ派遣した。なおスクールマネジャーは、中学校区内全小中学校の下記業務を行っている。

〔スクールマネジャーの主な業務〕

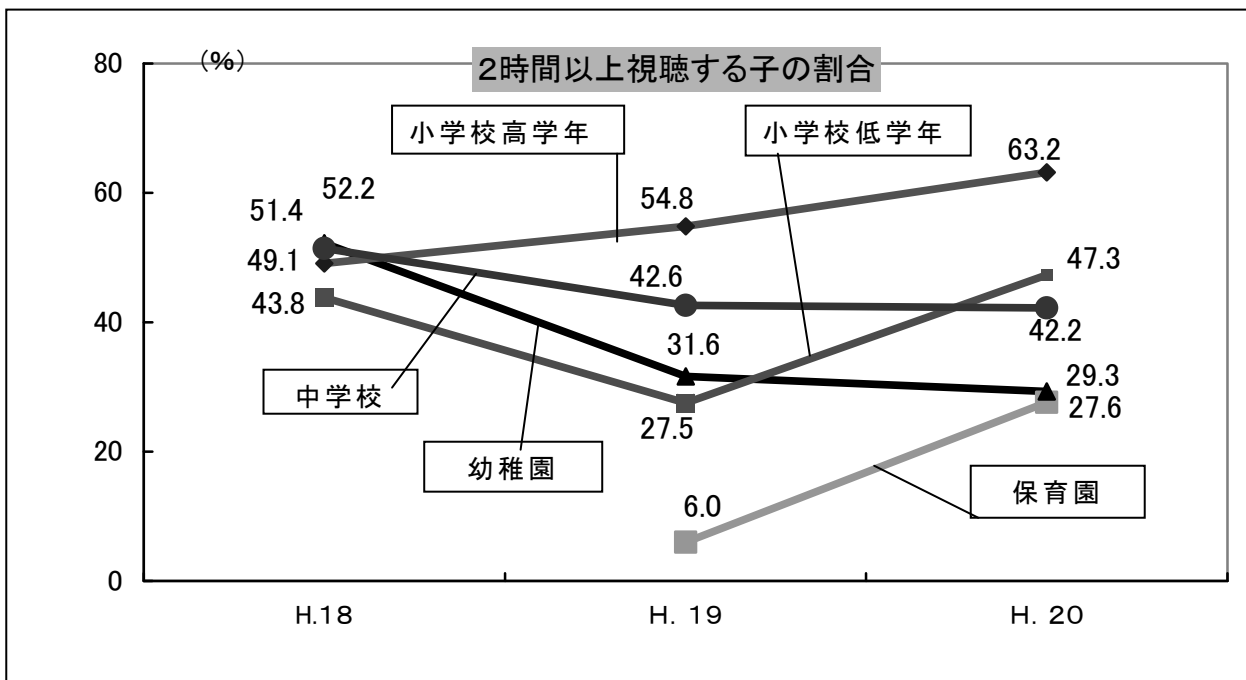
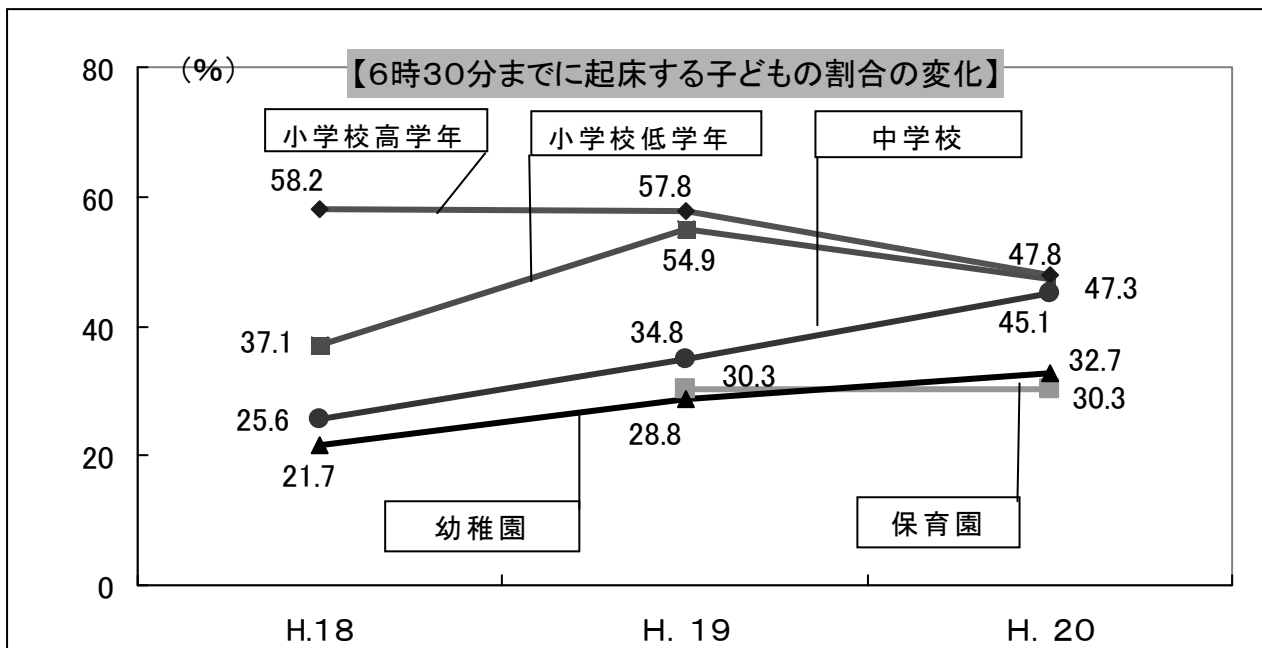
- ①本市の教育行政改革の主要施策に関すること。
 - ・「地域学校運営理事会」の推進や広報活動の支援
 - ・「地域学校運営理事会」の中学校区単位での連合組織である「地域学校運営ブロック協議会」の開催等の支援
 - ・「小中一貫教育」推進のための小・中学校間における連絡・調整
 - ・「学校事務支援（共同実施）」の充実のためのバックアップ
- ②児童生徒の健全育成に係る支援や危機管理体制に関し、スムーズな対応ができるように、既存の各種マニュアルの点検や改善を行うとともに、外部関係諸機関との連絡・調整を図る。
- ③地域住民へのより効果的な情報発信や評価システムづくりを行う。
- ④教職員の事務処理に関する指導・助言と支援を行う。
- ⑤給食費未納問題等学校の抱える諸課題解決に向けたシステムづくりを行う。
- ⑥教育委員会及び市庁各課、各教育事務所との連絡・調整を行う。

〔スクールマネジャーの配置状況〕（平成21年4月現在9名配置〔13中学校区中〕）

平成19年度配置4名、平成20年度配置5名、平成21年度配置9名

【園児・児童・生徒側】

- 地域の方に学習支援に入っていただくことで、個別的な支援の機会が充実し、「できた」「わかった」という子どもの声が増えた。
- 子どもたちは、学校支援ボランティアの方との出会いによって、登下校時や町の中で出会った際の挨拶や声がけ等、地域の方々との交流の機会が増えている。
- 小中一貫教育に基づく交流活動をとおして、小学生が中学校に行く機会や中学生とともに活動する機会が多くなり、中学校への不安感が薄らぎ、親しみが膨らんだ。
- 「ノー・テレビ・デー」「630運動」の取組を通して、各家庭での生活習慣が改善され、望ましい生活習慣が定着しつつある。望ましい生活習慣を身に付けることで、学力向上の面で効果が出てくることを期待している。



【保護者側】

- 地域の方の学校支援が増える中、保護者には「地域に対する感謝の気持ち」「自分自身も地域・学校と協力して子どもを育てていきたい」という意識が高まりつつある。
- 「ノー・テレビ・デー」等、地域あげての取組を展開していく中で、子どものために家族みんなで前向きに取り組んでいきましょうという雰囲気が高まりつつある。
- 理事会の発足によって、緊急時における子どもの安全確保の体制づくりが一層進められ、保護者からは感謝の声があがっている。

【地域側】

- 学校支援ボランティア活動に参加された地域の方々から、「子どもから元気をもたらした」「子どもに喜んでもらって嬉しい」との声を多数いただいている。
- 「地域の子は、地域で守り育てる」という理念に基づく積極的な活動や学校の応援団として学校を支援していこうとする雰囲気が高まりつつある。

7. 学校運営協議会の設置後に抱えている課題

- 地域学校運営理事会の事務局（理事会の準備・開催、学校支援ボランティアとの連絡、理事会たよりの発行等）といった、新たな校務分掌の位置づけが必要となり、その担当者は忙しくなった。
- 地域学校運営理事会が発足し、学校支援ボランティアの方々が積極的に学校支援をしてくださるようになってから、保護者ももっと協力すべきではないかという声が聞かれるようになった。
- 学校支援ボランティアの方による子どもの学習支援が充実する一方、保護者の中に、子どもの実態を知られたくないという声も聞かれる。
- コミュニティ・スクール推進事業の調査研究指定を受けている2年間は、地域学校運営理事会の事務局を担当するための教員が1名加配されている。また、平成20年度から、学校支援地域本部事業により、本校に地域教育コーディネーター（非常勤職員）が配置され、地域の方との連絡・調整をきめ細かく行っている。しかし、両事業とも指定を終えると教職員の配置がなくなる。

8. 上記7の課題の解決に向けた今後の取組予定

- 現在、出雲市では、理事の任期は1年間となっている。しかし、数年は継続して理事を務めてもらう方が学校の状況もよく分かってもらえるので、できるだけ留任していただくようお願いしている。
- 保護者に時間的余裕がないからこそ地域がそれを補完していくスタンスをとっていききたい。また、保護者には地域の方々による学校支援の状況を逐次紹介し、学校支援をしていただいた方々に、保護者が積極的に感謝の気持ちを伝えていけるようにしていきたい。
- 学校支援ボランティアの方々には、守秘義務の厳守ということを再度お願いすることで、保護者の理解を得るようにする。

- 市は、現在、中学校区単位に、市の管理職級職員を「スクールマネジャー」として配置し（現在、13中学校区中9中学校区に配置）、事務局担当者の支援を行っている。学校支援地域本部事業の終了後は、中学校区に配置されている「スクールマネジャー」が、校区内の小学校の地域学校運営理事会の事務局のサポートを一層担っていくことができるようお願いしていくこととしている。

Ⅱ 学校運営協議会の実際の運営状況等

1. 学校運営協議会の運営状況

（平成20年度実績：年7回開催）

回	年月日	議 題 等
1	H20. 4. 25	学校経営方針について、体育館使用実費負担について
②	H20. 6. 11	理事長会報告、不審者事案に係わる報告並びに今後の協力依頼、本年度の専門部分担確認、今年度の事業計画
3	H20. 11. 19	給食試食会、学校評価について、6年学力調査（全国）について、保護者に対するアンケートについて、各部専門部の活動内容について（地域学校運営ブロック協議会に備えて）
④	H20. 11. 26	<多伎教育を語る会との合同開催> 各部会の活動中間報告 講演会「コミュニティスクールの取組について」
5	H21. 1. 29	授業公開、学校評価に対する改善策の検討について、H21年度理事の改選について、
⑥	H21. 2. 20	<多伎教育を語る会との合同開催> 多伎中校区小中一貫教育の取組み発表 講演会「脳科学からみた脳と生活習慣の関係」
7	H21. 2. 27	学校評価最終確認、体育館使用実費負担について、1年間の活動の反省
<p>（補記）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・○数字は、多伎地域学校運営ブロック協議会としての開催。（組織の詳細は別添資料参照） ・この他、地域学校運営理事会が、学校行事（入学式・運動会・文化祭・授業公開日・卒業式、給食試食会等）や教員の研修会に参加するなどしている。 		

2. 学校運営協議会に関する基本情報等

- 学校運営協議会を置く学校としての指定期間（年数）※規則上
- 学校運営協議会の委員の任期（年数）※規則上
- 学校運営協議会の委員の改選方法の工夫

3 年

1 年

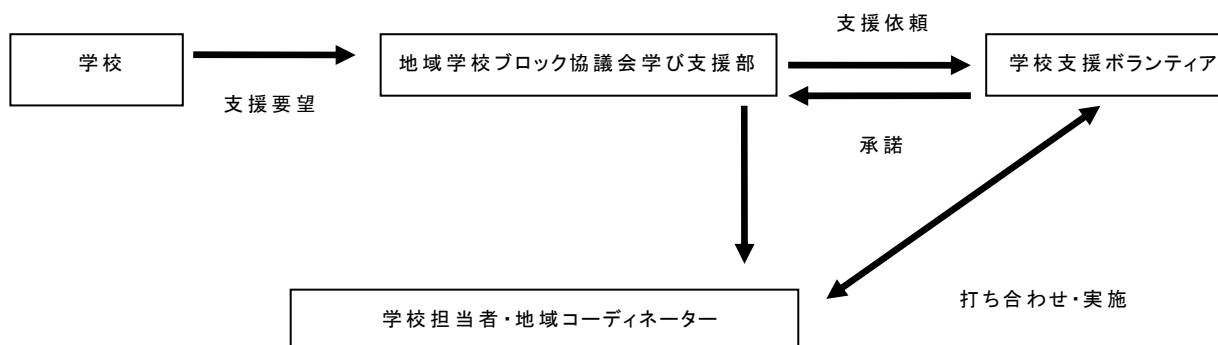
・選出の母体となる組織・団体を概ね決めている。可能な限り、その中での交代をお願いしている。

- 学校運営協議会の議事内容の公開状況

・地域学校運営理事会や地域学校運営ブロック協議会の「協議内容」「議事要旨」等を掲載した「地域学校運営理事会だより」「多伎地域学校運営ブロック協議会だより」を開催ごとに発行し、校区内全戸に自治会を通して配布している。

3. 学校の教育活動に協力する仕組み（PTA、学校支援地域本部事業等）との連携状況

○ 地域コーディネーターによる学校支援ボランティアの連絡・調整



※ 町内の3校に共通する課題・支援については、地域学校運営ブロック協議会で協議・対応する。（保幼小中一貫教育の推進、安全確保支援、環境整備支援、授業支援等）

4. 学校運営に対する意見を聞く他の仕組み（学校関係者評価、外部アンケート等）との連携状況

○ 学校関係者評価の実施

児童・保護者に対し学校運営に係るアンケート調査及び教職員評価を実施し、経比較を行い、自己評価の参考としている。

そして、その自己評価に対し、出雲市教育委員会が示している学校評価の「評価の着眼点」をもとに、地域学校運営理事による「学校関係者評価」を実施している。

5. その他

（別添資料）

- 出雲市立岐久小学校地域学校運営理事会会則
- 多伎地域学校運営ブロック協議会会則

出雲市立岐久小学校地域学校運営理事会会則

(名称)

第1条 本会は、出雲市立学校における地域学校運営理事会の設置等に関する規則(平成18年出雲市教育委員会規則第6号。以下 教育委員会規則という。)第3条第1項の規定に基づき、出雲市教育委員会(以下 教育委員会 という。)から指定を受け、出雲市立岐久小学校地域学校運営理事会(以下 運営理事会 という。)と称する。

(目的)

第2条 運営理事会は、岐久小学校区の地域住民及び岐久小学校学校に通学する児童(生徒)の保護者等(以下 地域住民等 という。)が学校運営に参画することにより、次の各号に掲げる事項の達成を目指すものとする。

- (1) 地域、学校、家庭の三者が協働して、一体となって学校運営や児童生徒の健全育成に取り組む。
- (2) 地域住民等のニーズを的確に学校運営に反映させ、地域の創意工夫を生かしながら地域に開かれた特色ある学校づくりを推進する。
- (3) 地域、学校、家庭がそれぞれの特性を生かしながら主体的、積極的に教育活動に参画し、相互の教育力を高めていく。

(運営理事会の役割)

第3条 運営理事会は、校長が作成する次の各号に掲げる事項について、承認するものとする。

- (1) 学校の教育方針
- (2) 教育課程の編成に関する基本方針
- (3) 教育活動計画
- (4) その他教育委員会が必要と認める事項

2 運営理事会は、指定学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

3 運営理事会は、指定学校の教育活動の実践にあたり、地域や学校のニーズに的確に対応できる教職員の確保などについて、教育委員会に対して意見を述べることができる。

4 運営理事会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴く。

5 運営理事会は、毎年度1回以上、当該指定学校の運営状況等について評価を行う。

6 運営理事会は、学校運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう、運営理事会の活動状況等を地域住民等に対し積極的に情報提供に努める。

7 運営理事会は、適切な活動を行えるよう校長及び學育委員会に対して、情報の提供及び説明に求めることができる。

(理事)

第4条 運営理事会の理事(以下 理事 という。)は、教育委員会規則第5条第1項の規定に基づき、教育委員会から任命された者とする。

(理事の任期)

第5条 理事の任期は、任命の日から当該年度の末日までとする。

2 理事は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、第9条第1項の規定により指定学校の指定が取り消されたときは、理事は、その身分を失うものとする。

(運営理事会の組織)

第6条 運営理事会に、理事長及び副理事長を置く。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。ただし、校長及び教職員は、理事長となることができない。

3 理事長は、会務を総理する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 運営理事会に部会等を置くことができる。具体については、運営理事会が別に定める。

(会議)

第7条 運営理事会の会議は、理事長が招集し、その議長となる。

2 運営理事会は、理事の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 運営理事会の議事は、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。ただし、第3条第3項又は第4項の規定による意見の申し出は、出席理事の3分の2以上で決するものとする。

4 運営理事会の議決事項について個人的に利害を有する理事は、当該議決事項に関して議決権を有しないものとする。

(理事の義務)

第8条 理事は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、理事は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 運営理事会又は指定学校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと。

(2) 政治活動、宗教活動等に理事としての地位を利用すること。

(3) その他理事たるにふさわしくない行為を行うこと。

(指定の取消し)

第9条 運営理事会は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、教育委員会の指導、助言等にもかかわらず、事態が改善しない場合は、指定学校の指定が取り消されるものとする。

(1) 運営理事会が機能せず、その設置の目的を果たせないとき。

(2) 運営理事会としての合意形成が行えないとき。

(3) その他、学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき。

2 校長は、第3条第7項の規定による情報の提供及び説明に努めたにもかかわらず、第3条第1項の規定による運営理事会の承認を得られないとき、又は運営理事会の運営が著しく適正を欠くことにより、学校運営に著しい支障が生じる、若しくは生ずるおそれがあるときは、教育委員会に対して、指定の取消しを申し出ることができる。

3 教育委員会が指定学校の指定を取り消そうとする場合において、当該指定学校の校長又は理事は弁明の機会を求めることができる。

(理事の解任)

第10条 理事は辞任を申し出できるほか、理事が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該理事を解任されるものとする。

- (1) 第8条の規定に違反したとき。
- (2) 心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
- (3) その他解任に相当する事由があると認められるとき。

2 理事は自分の意に反して、解任されようとする場合において、教育委員会に弁明の機会を求めることができる。

(運営理事会の庶務)

第11条 運営理事会の庶務は、岐久小学校（事務局）において処理する。

(その他)

第12条 この会則に定めるもののほか、運営理事会の運営に関し必要な事項は、運営理事会が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年12月26日から施行する。

多伎地域学校運営ブロック協議会会則

(名称)

第1条 本会は、出雲市立多伎中学校・出雲市立岐久小学校・出雲市立田儀小学校の各地域学校運営理事会（以下「運営理事会」という。）で構成し、多伎地域学校運営ブロック協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、多伎地域の各校運営理事会が一体となって、多伎地域に育つ児童・生徒の健やかな成長のために次の各号に掲げる事項の達成を目指すものとする。

- (1) 地域・学校・家庭の三者が協働して、一体となって学校運営や児童・生徒の健全育成に取り組む。
- (2) 地域住民等のニーズを学校運営に反映させ、地域の創意工夫を生かし、開かれた特色ある学校づくりを推進する。
- (3) 地域・学校・家庭がそれぞれの特性を生かしながら主体的・積極的に教育活動に参画し、相互の教育力を高めていく。
- (4) 各校運営理事会の連携を深め、運営理事会の目的達成や活性化のために相互に支援・協力し合う。

(役割)

第3条 協議会は、各校運営理事会を母体として、3校の運営理事会が一体となって目的達成を図るために次の各号に掲げる事項について活動をする。

- (1) 各校の学校運営の基本的な方針の確認
 - (2) 各校共通の取り組みの策定
 - (3) 地域における学校教育活動や児童・生徒の健全育成に関わる支援
- 2 協議会は、学校運営や学校教育活動について、地域住民の理解、協力、参画等が促進されるよう、地域住民に対し協議会の活動状況等について積極的に情報提供するように努める。
- 3 協議会は、適切な活動が行えるよう、校長及び出雲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して情報提供及び説明を求めることができる。

(構成)

第4条 協議会は、教育委員会規則第5条第1項の規定に基づき、教育委員会から任命された各校運営理事会の理事（以下「理事」という。）をもって構成する。

(理事の任期)

第5条 協議会理事の任期は、各校運営理事会会則第5条に準ずる。また、身分についてはすべて運営理事会の理事同様とする。

(組織)

第6条 協議会には、会長1名及び副会長2名を置く。

- 2 会長及び副会長は、出雲市立多伎中学校・出雲市立岐久小学校・出雲市立田儀小学校の各校運営理事会理事長の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時又は会長が欠けた時は、その職務を代理する。

5 協議会に部会を置くことができる。具体については、協議会において別に定める。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、理事の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席理事の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

4 協議会の議決事項について、個人的に利害を有する理事は当該議決事項に関して議決権を有しないものとする。

(理事の義務)

第8条 協議会において、理事は各校運営理事会会則第8条と同様の義務をおう。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、会長が所属する運営理事会設置校に置く。

(その他)

第10条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において別に定める。

附 則

この規則は、平成19年1月25日から施行する。